

都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

### 介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布について

本日、「介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第131号）」が公布されたところであるが、この改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

#### 記

##### 第一 改正の趣旨

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号。以下「改正法」という。）の施行により、「介護予防・日常生活支援総合事業（改正法による改正後の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「新介護保険法」という。）第115条の45第6項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業をいう。以下「総合事業」という。）」が創設されることに伴い、当該総合事業を実施する市町村において、地域支援事業に要する費用の予想額が新介護保険法第115条の45第4項に規定する地域支援事業に係る政令で定める額の範囲を超える見込みがある場合に、個別に厚生労働大臣が認める額の範囲で行うことができるようにするため、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）において所要の改正を行うこと。

##### 第二 改正の内容

###### 一 給付見込額の算定方法について

政令第37条の13に規定する給付見込額は、総合事業を実施する市町村にあつては、当該事業を行わないこととしたならば介護給付等に要することとなる費用の額に基づいて算定するものとする（第37条の13第2項関係）。

###### 二 次の1及び2に掲げる市町村にあつては、新介護保険法第115条の45第4項に規定

する政令で定める額は、1又は2に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ次の1又は2に定める額とすることができることとすること（第37条の13第3項関係）。

- 1 給付見込額に100分の1.5を乗じて得た額が300万円に満たない市町村 地域支援事業（介護予防等事業を除く。）にあつては300万円（介護予防等事業にあつては給付見込額に100分の1.5を乗じて得た額）
- 2 総合事業を実施する市町村（厚生労働大臣が特に必要であると認めるものに限る。） イ又はロに掲げる市町村の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額  
イ 地域支援事業に要する費用の予想額が給付見込額に100分の3を乗じて得た額を超えず、かつ、介護予防等事業に要する費用の予想額が給付見込額に100分の2を乗じて得た額を超える市町村 地域支援事業にあつては給付見込額に100分の3を乗じて得た額（介護予防等事業にあつては給付見込額に100分の3を乗じて得た額から地域支援事業（介護予防等事業を除く。）に要する費用の額を控除して得た額）  
ロ 地域支援事業に要する費用の予想額が給付見込額に100分の3を乗じて得た額を超える市町村 (1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額  
(1) 介護予防等事業に要する費用の予想額が給付見込額に100分の2を乗じて得た額を超えない市町村 地域支援事業にあつては給付見込額に100分の4を乗じて得た額を超えない範囲で厚生労働大臣が相当と認める額（介護予防等事業にあつては給付見込額に100分の2を乗じて得た額）  
(2) 介護予防等事業に要する費用の予想額が給付見込額に100分の2を乗じて得た額を超える市町村 地域支援事業にあつては給付見込額に100分の4を乗じて得た額を超えない範囲で厚生労働大臣が相当と認める額（介護予防等事業にあつては給付見込額に100分の3を乗じて得た額を超えない範囲で厚生労働大臣が相当と認める額）

### 第三 施行期日

公布の日から施行すること（附則第1項関係）。ただし、平成23年以前における政令で定める額は、なお従前の例によることとすること（附則第2項関係）。

別添

◎介護保険法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（地域支援事業の額）</p> <p>第三十七条の十三 法第百十五条の四十五第四項に規定する政令で定める額は、各市町村につき、市町村介護保険事業計画（法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。）に定める介護給付等対象サービス（法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスをいう。）の見込量等に基づいて算定した各年度の介護給付等（法第二十条に規定する介護給付等をいう。）次項において同じ。）に要する費用の予想額（以下この条において「給付見込額」という。）に百分の三（法第百十五条の四十五に規定する地域支援事業（以下「地域支援事業」という。）のうち介護予防等事業（法第百二十二条の二第一項に規定する介護予防等事業をいう。以下この項及び第三項において同じ。）及び地域支援事業（介護予防等事業を除く。）については、それぞれ百分の二）を乗じて得た額とする。</p> <p>2 給付見込額は、法第百十五条の四十五第二項各号に掲げる事業の全てを一括して行う市町村について前項の規定を適用する場合においては当該事業を行わないこととしたならば介護給付等に要することとなる費用の額に基づいて算定するものとし、法第百二十一条第二項に規定する市町村について前項の規定を適用する場合においては法第四十三条第三項、第四十四条第六項、第四十五条第六項、第五十五条第三項、第五十六条第六項又は第五十七条第六項の規定に基づく条例による措置が講ぜられないものとして</p>	<p>（地域支援事業の額）</p> <p>第三十七条の十三 法第百十五条の四十五第四項に規定する政令で定める額は、各市町村につき、市町村介護保険事業計画（法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。）に定める介護給付等対象サービス（法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスをいう。）の見込量等に基づいて算定した各年度の介護給付等（法第二十条に規定する介護給付等をいう。）に要する費用の予想額（以下この条において「給付見込額」という。）に百分の三（法第百十五条の四十五に規定する地域支援事業（以下「地域支援事業」という。）のうち介護予防等事業（法第百二十二条の二第一項に規定する介護予防等事業をいう。以下この項及び第三項において同じ。）及び地域支援事業（介護予防等事業を除く。）については、それぞれ百分の二）を乗じて得た額とする。</p> <p>2 法第百二十一条第二項に規定する市町村について前項の規定を適用する場合には、給付見込額は、法第四十三条第三項、第四十四条第六項、第四十五条第六項、第五十五条第三項、第五十六条第六項又は第五十七条第六項の規定に基づく条例による措置が講ぜられないものとして算定するものとする。</p>

算定するものとする。

3

第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる市町村にあっては、法第百十五條の四十五第四項に規定する政令で定める額は、当該各号に定める額とすることができる。

一 給付見込額に百分の一・五を乗じて得た額が三百万円に満たない市町村 地域支援事業（介護予防等事業を除く。）に係る政令で定める額は三百万円とし、介護予防等事業に係る政令で定める額は給付見込額に百分の一・五を乗じて得た額

二 前号に掲げる市町村以外の市町村であつて、法第百十五條の四十五第二項各号に掲げる事業の全てを一括して行うもの（厚生労働大臣が被保険者の住み慣れた地域における自立した日常生活の支援に資するため同條第六項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を実施することが特に必要であると認める市町村に限り、地域支援事業に要する費用の予想額が給付見込額に百分の三を乗じて得た額を超えず、かつ、介護予防等事業に要する費用の予想額が給付見込額に百分の二を乗じて得た額を超えない市町村を除く。） イ又はロに掲げる市町村の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 地域支援事業に要する費用の予想額が給付見込額に百分の三を乗じて得た額を超えず、かつ、介護予防等事業に要する費用の予想額が給付見込額に百分の二を乗じて得た額を超える市町村 地域支援事業に係る政令で定める額は給付見込額に百分の三を乗じて得た額とし、介護予防等事業に係る政令で定める額は給付見込額に百分の三を乗じて得た額から地域支援事業（介護予防等事業を除く。）に要する費用の額を控除して得た額

ロ 地域支援事業に要する費用の予想額が給付見込額に百分の三を乗じて得た額を超える市町村 (1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1) 介護予防等事業に要する費用の予想額が給付見込額に百

3

第一項の規定にかかわらず、給付見込額に百分の一・五を乗じて得た額が三百万円に満たない市町村にあっては、地域支援事業（介護予防等事業を除く。）に係る政令で定める額は、これを三百万円とし、介護予防等事業に係る政令で定める額は、給付見込額に百分の一・五を乗じて得た額とすることができる。

分の二を乗じて得た額を超えない市町村 地域支援事業に係る政令で定める額は給付見込額に百分の四を乗じて得た額を超えない範囲で厚生労働大臣が相当と認める額とし、介護予防等事業に係る政令で定める額は給付見込額に百分の二を乗じて得た額

(2) 介護予防等事業に要する費用の予想額が給付見込額に百分の二を乗じて得た額を超える市町村 地域支援事業に係る政令で定める額は給付見込額に百分の四を乗じて得た額を超えない範囲で厚生労働大臣が相当と認める額とし、介護予防等事業に係る政令で定める額は給付見込額に百分の三を乗じて得た額を超えない範囲で厚生労働大臣が相当と認める額